江戸川区公共工事の中間前払金取扱要綱

（通則）

第１条　江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号。以下「規則」という。）第50条の２第１項に規定する中間前金払（以下「中間前金払」という。）に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（中間前金払の対象）

第２条　中間前金払の対象は、江戸川区（以下「区」という。）が発注する土木工事、建築工事及び設備工事（以下「公共工事」という。）のうち、規則第50条第１項の規定により前金払をしたものとする。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条第２項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。

（中間前金払の率）

第３条　中間前金払の率は、契約金額の２割とする。

（中間前金払の制限）

第４条　規則第51条の規定により部分払を行ったものについては、その後に中間前金払をしないものとする。

２　前項に定める場合のほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が予算執行上の理由その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

（中間前払金の端数整理）

第５条　中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（中間前金払の対象及び率等の明示）

第６条　中間前金払の対象とされる公共工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者に対してこれを明示するものとする。

（中間前払金に関する特約事項）

第７条　中間前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

（１）　所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。

（２）　中間前払金の請求手続に関すること。

（３）　契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。

（４）　保証契約の変更に関すること。

（５） 中間前払金の使途制限に関すること。

（６） 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

（中間前金払に係る認定）

第８条 中間前払金は、次に掲げる要件を全て満たしていると認められる場合において支払うものとする。

（１） 工期の２分の１を経過していること。

（２） 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

（３） 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の２分の１以上の額に相当するものであること。

２ 前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、別記第１号様式による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。

３ 前項の調査は、工事主管課長が行うものとし、工事主管課長はその結果が妥当と認めるときはその旨を、認定調書（別記第２号様式）により、認めないときはその旨を書面により当該請求をした者に通知するものとする。

（中間前払金の請求手続）

第９条 中間前払金の請求は、前条の規定による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

３ 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

（契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還）

第10条 規則第50条の２第２項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第３条に規定する率等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。この場合において支払済みの中間前払金額の算出基礎となった中間前金払の率等が第３条に規定する率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金額の算出に際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

２ 規則第50条の２第２項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求によ

り行うものとする。

3　規則第50条の２第２項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）（以下「法定利率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

4　規則第50条の２第２項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他区長が必要がないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第11条　規則第50条の２第２項の規定により中間前払金を追加払しようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2　既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。

3　規則第50条の２第２項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

（中間前払金の使途制限）

第12条　中間前払金は、当該中間前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

（保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還）

第13条　規則第50条の２第２項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2　規則第50条の２第２項において準用される規則第50条第４項第１号又は第３号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

3　規則第50条の２第２項において準用される規則第50条第４項第２号の規定により中間前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法

定利率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

（２年度以上にわたる公共工事の中間前金払）

第14条　２年度以上にわたる公共工事であっても、中間前払金は契約金額の２割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該公共工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

２　前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される公共工事に係る中間前払金についても適用する。

（債務負担行為を伴う公共工事の特例）

第15条　債務負担行為を伴う公共工事であるため、第４条第２項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後中間前払金を支払うことができるものとする。

付　則（省略）

付　則（令和６年４月１日要綱第66号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式（省略）